

## 2（1）木津川市総合教育会議の設置について

『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』の一部改正により、教育委員会制度が変わりました。

### 改革のおもな目的

- \* 教育行政の責任の明確化
- \* 教育委員会審議の活性化
- \* 迅速な危機管理体制の構築
- \* 首長との連携の強化
- \* 重大事案発生後における国の関与

### 改革の4つのポイント

- ①教育委員長と教育長を一本化した、新「教育長」の設置
- ②教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化
- ③すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置
- ④教育に関する「大綱」を首長が策定

### 『総合教育会議』とは

市長と教育委員会が、相互の連携を図り、木津川市の教育の課題やあるべき姿を共有し、両者が一致して教育行政を推進するための協議・調整（＝自由な意見交換）を行う場として設置するものです。

#### 1. 総合教育会議の構成員

市長、教育長、教育委員。木津川市では、6名で構成されます。

#### 2. 総合教育会議の招集

会議は市長が招集します。

#### 3. 総合教育会議の位置付け

「市長」と「教育委員会」という対等な執行機関同士が意見交換を行い、両者が教育政策の方向性を共有する場となります。

#### 4. 協議・調整を行う内容の例

- ①教育行政の大綱の策定
- ②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
- ③児童・生徒の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

#### ※協議・調整題とすべきではない例

政治的中立性の要請が高い事項（教科書採択、個別の教職員人事等）